

あいち6次産業化ネットワーク設置要領

1 趣 旨

あいち6次産業化ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、意欲ある農林漁業者等が主体となって取り組む、新商品開発や国内外の市場における販路開拓などの6次産業化に資するため、農林漁業者等と他事業者が、地域の資源を活用し互いに持ち寄った農林水産業に関連する情報や技術をもとに、業種の枠を超えた新しいビジネスを連携して創り出し、生産・加工・流通（販売）との一体化による農林漁業者等の所得増大など実需につなげていくことを目的として設置する。

2 活動内容

ネットワークは、以下の活動を行う。

- (1) 6次産業化等の新しいビジネス創出に係る情報提供
- (2) 会員間の意見交換
- (3) 6次産業化に係る研修会
- (4) その他、新しいビジネス創出等にあたって必要なこと

3 会 員

ネットワークは、取組の趣旨に賛同し、次に掲げる会員を持って組織する。

- (1) 1次産業者（農林漁業者及び農林漁業者組織等）
- (2) 2次産業者（食料品製造業者等）
- (3) 3次産業者（流通・販売事業者、外食・中食業者、観光事業者、金融機関、地方大学等研究機関、各種アドバイザー等）
- (4) その他 趣旨に賛同する企業、個人、団体、行政機関等

4 登録方法

ネットワークの会員に登録しようとする者は、別紙様式1「あいち6次産業化ネットワーク会員登録申込書」に必要事項（会社名、代表者名、所在地、事業概要、担当者名・職名、担当者の連絡先）を記入の上、下記申込先までファックス、電子メールまたは郵便で提出する。

なお、提出された情報については、本活動のためのみに使用し、他の目的には使用しない。

5 申込先

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 輸出促進・六次産業化グループ
〒460-8501

名古屋市中区三の丸3-1-2

電 話 052-954-6719

ファックス 052-954-6940

E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp

6 登 録

ネットワーク事務局（以下、「事務局」という。）は、申請内容を確認し、不備がないと認めた場合には、登録申請者宛てに登録完了メールを送信する。本メールの送信をもってネットワークの登録完了とする。

7 登録内容の変更及び登録の辞退届出

(1) 登録内容の変更届出

ネットワーク会員は、登録事項に変更があった場合には、別紙様式2「あいち6次産業化ネットワーク会員変更届」に変更事項を記入のうえ、上記の連絡先にファックス、電子メールまたは郵便で提出する。

(2) 登録の辞退届出

ネットワーク会員は、登録要件に合致しなくなった場合、又は登録の継続を希望しない場合には、その旨を明記して、上記の連絡先にファックス、電子メールまたは郵便で提出する。

8 登録の期間

ネットワーク会員から辞退の申し出がない限り、登録を継続する。

9 登録の取消

事務局は、ネットワーク会員が次のいずれかに該当する場合は、協議の上、登録を取り消すことができる。

- (1) 会の名誉を著しく傷つけ、あるいは会の目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 他の会員に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為を行ったとき。
- (3) メールの受信を拒否する等で事務局からの連絡が不通となったとき。
- (4) 本要領に違反したと認められたとき。

10 登録費

無料

11 事務局

事務局は愛知県農業水産局農政部食育消費流通課内に置く。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

附則

この要領は、令和3年11月10日から施行する。